

## 栃木県後期高齢者医療広域連合財政事情の作成及び公表に関する条例

平成19年2月1日  
条例第18号

### (趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定による文書（以下「財政事情」という。）の作成及び公表に関しては、この条例の定めるところによる。

### (公表期日)

第2条 財政事情の公表は、毎年5月1日及び11月1日にこれを行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事故により、前項の期日に財政事情を公表することができないときは、広域連合長は、事故のやんだときから1月以内においてその期日を定めてこれを公表しなければならない。

### (公表事項)

第3条 前条第1項の規定により、5月1日に公表する財政事情においては、前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、財政の動向及び広域連合長の財政方針を明らかにするものとする。

- (1) 収入及び支出の概況
- (2) 広域連合を組織する地方公共団体の負担の状況
- (3) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (4) その他広域連合長が必要と認める事項

2 前条第1項の規定により11月1日に公表する財政事情においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を掲載し、かつ、前年度の決算の状況を明らかにするものとする。

3 広域連合長は、必要に応じ財政事情の掲載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書をその付表として添付することができる。

### (公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、栃木県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第2号）の定めるところにより行う。

2 前項の公告式による告示の日から6月間何人も広域連合長の指定した場所において閲覧を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政事情の作成及び公表の手續に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。